別紙１

死亡野鳥等調査の実施区分

県実施要領　令和８年10月改正

区分	目	科	種	通常時 対応レベル１	国内発生時（単発時） 近隣国発生時 対応レベル2	国内複数箇所発生時 近隣国発生時 対応レベル3	発生地周辺10km 野鳥重点監視区域
検査優先種１（２４種）	カモ	カモ	シジュウカラガン	同一場所で３羽以上死亡	同一場所で１羽以上死亡		
			マガン				
			ヒシクイ				
			コブハクチョウ				
			オオハクチョウ				
			コハクチョウ				
			コクチョウ				
			オシドリ				
			ヒドリガモ				
			キンクロハジロ				
			オナガガモ				
			コガモ				
	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ				
			カンムリカイツブリ				
	ツル	ツル	ナベヅル				
			マナヅル				
			タンチョウ				
	チドリ	カモメ	ユリカモメ				
			ウミネコ				
	タカ	タカ	オジロワシ	同一場所で１羽以上死亡			
			オオタカ				
			ノスリ				
			クマタカ				
	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				
検査優先種２（２２種）	タカ	タカ	オオワシ	同一場所で３羽以上死亡	同一場所で２羽以上死亡	同一場所で１羽以上死亡	
			トビ				
			ツミ				
	フクロウ	フクロウ	フクロウ	同一場所で５羽以上死亡			
			シマフクロウ				
	スズメ	カラス	カケス				
	カモ	カモ	マガモ				
			ホシハジロ				
			スズガモ				
			トモエガモ				
	カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ				
	チドリ	シギ	ハマシギ				
		カモメ	セグロカモメ				
			オオセグロカモメ				
		ウミスズメ	ハシブトウミガラス				
			ウミガラス				
			ケイマフリ				
			ウミスズメ				
			エトロフウミスズメ				
			ウトウ				
	アビ	アビ	オオハム				
	ペリカン	トキ	クロツラヘラサギ				

別紙１

死亡野鳥等調査の実施区分

県実施要領 令和８年10月改正

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">目</th><th rowspan="2">科</th><th rowspan="2">種</th><th>通常時</th><th>国内発生時
（単発時）
近隣国発生時</th><th>国内複数箇所
発生時
近隣国発生時</th><th>発生地周辺10km</th></tr>
<tr><th>対応レベル１</th><th>対応レベル2</th><th>対応レベル3</th><th>野鳥重点監視区域</th></tr>
<tr><td rowspan="15">検査優先種３</td><td>カモ</td><td>カモ</td><td>全種（カルガモ等）※</td><td rowspan="16">同一場所で
10羽以上死亡</td><td rowspan="15">同一場所で
５羽以上死亡</td><td colspan="2" rowspan="15">同一場所で
３羽以上死亡</td></tr>
<tr><td>カイツブリ</td><td>カイツブリ</td><td>全種（ﾊｼﾞﾛｶｲﾂﾌﾞﾘ等）※</td></tr>
<tr><td>コウノトリ</td><td>コウノトリ</td><td>コウノトリ</td></tr>
<tr><td>カツオドリ</td><td>ウ</td><td>カワウ</td></tr>
<tr><td>ペリカン</td><td>サギ</td><td>アオサギ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ツル</td><td>ツル</td><td>全種※</td></tr>
<tr><td>クイナ</td><td>オオバン</td></tr>
<tr><td>アビ</td><td>アビ</td><td>全種※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">チドリ</td><td>カモメ</td><td>全種※</td></tr>
<tr><td>ウミスズメ</td><td>全種※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">タカ</td><td>ミサゴ</td><td>ミサゴ</td></tr>
<tr><td>タカ</td><td>全種※</td></tr>
<tr><td>フクロウ</td><td>フクロウ</td><td>全種（コミミズク等）※</td></tr>
<tr><td>ハヤブサ</td><td>ハヤブサ</td><td>全種（ﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ等）※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スズメ</td><td rowspan="2">カラス</td><td>ハシボソガラス</td></tr>
<tr><td>ハシブトガラス</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他の種</td><td colspan="2">同一場所で５羽以上死亡</td><td>同一場所で
３羽以上死亡</td></tr>
</table>

※ 検査優先種３の全種は、検査優先種１・２以外の全種
※ 同一場所で３日間合計羽数が表の数以上の死亡（衰弱）個体が発見（死因が明確な個体を除く）された場合検査を実施
※ 通常監視時（対応レベル１）における猛禽類以外の種については本県独自の調査羽数を設定
※ 重度の神経症状が見られる等、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施（監視重点監視区域で感染が疑われる場合も同様）